

第3回（平成29年度第1回）三重県障がい者 差別解消支援協議会の開催結果について

1 要旨

7月18日（火）に、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という）の第3回（平成29年度第1回）会議を開催したところ、その概要は下記のとおりでした。

2 会議の概要

(1) 委員29名中24名の出席がありました（欠席した5名の委員のうち2名については代理出席がありました）。

(2) 議題

- ① 第27回全国菓子大博覧会・三重でのバリアフリーの取組
- ② 国や県の機関の障害者差別解消法に基づく取組
- ③ 市町の障害者差別解消法に基づく取組状況（相談窓口の設置、職員対応要領の作成、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況）
- ④ 県や市町の障がい者差別に関する相談（平成28年10月から平成29年3月までの相談）への対応状況

(3) 委員の意見等（主なもの）

- ① 第27回全国菓子大博覧会・三重では、連日、さまざまな問題が発生し、臨機応変に対応することが求められた。その際「障がい当事者の話を聞く」「一緒になって課題解決を考える」ことを重視した。こうした姿勢は第三者からも評価された。
- ② 統合失調症の者が、3カ月のうち2回も不審者として警官から質問を受けた。その結果、長期入院となってしまった。不審者情報には、どういう基準で対応しているのか。
⇒（県警本部）110番通報があれば、警察は、不審者であるという前提で行動し、基本的な本人確認を行う。そして、通報の内容に合致した不審者であるか確かめる。これは、職務上、必要で止むを得ない対応であることをご理解願いたい。
- ③ 障がい者が就職した後、職場での定着を図る必要がある。このためには、経営者だけでなく、一般従業員が障がいのある職員とコミュニケーションをとれるようにすることが重要である。
- ④ 三重県の障がい者の雇用率の現状はどうか。
⇒（三重労働局）三重県の障がい者の雇用率は、平成26年度に全国で最下位であったが、三重労働局と三重県が連携して取組を進めた結果、平成28年度の雇用率は全国20位まで上昇している。
- ⑤ 障がい者差別解消条例を策定することで、県民の意識が高まり、合理的配慮を広め、その配慮の内容がより優れたものになるという効果が生まれるということを示すデータはあるか。
⇒（障がい福祉課）そのようなデータは把握していない。他県の条例は、規定されている内容がさまざまであり、条例を制定したことによる効果も異なっていると思う。今後、特別委員会の審議の中で、条例策定の効果についても分析がなされるのではないかと。障がい者施策担当部局としては、議会側からの要請に応じて、適切に対応してまいりたい。

3 今後の対応

引き続き、協議会において、相談事例の共有、課題の抽出検討、効果的な取組に関する情報交換等を行います。協議会で共有した情報については、合理的配慮等に関する建設的な議論が県内各地で行われるよう、ホームページに掲載するなど県民に対して積極的に提供します。

また、現在実施を検討している啓発活動等について、協議会の委員に案内し、参加を促すとともに、周知を図ることを依頼することとしています。

なお、次回の協議会は、平成30年1月頃の開催を予定しています。